

人と環境にやさしい農業・農村振興条例（案）

～パブリックコメント実施中～

1 条例制定の目的

環境と調和のとれた持続可能な兵庫県農業のさらなる推進のため、農業生産における環境負荷の低減と生産性の向上、消費者の買い支えを目指し、生産者・食品等関連事業者・消費者など関係者が相互理解を進めるといった理念を県民全体が共有し、有機農業をはじめとする人と環境にやさしい農業・農村振興の取組を中長期的に下支えしていくための行動指針となる条例を制定する。

〔 令和7年度人と環境にやさしい農業・農村振興検討会を有識者
招聘のもと開催（3回）し、条例内容を協議 〕



検討会議事要旨
県HP

2 パブリックコメント

（1）実施期間

令和7年12月18日（木）～ 令和8年1月7日（水）

（2）意見等提出方法

- ア 直接持参
- イ 郵送
- ウ ファクシミリ
- エ 電子メール

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5-10-1 8階

兵庫県農林水産部農業改良課

（FAX）078-341-7733

（e-mail）nogyokairyō@pref.hyogo.lg.jp



パブリックコメントご案内
県HP

【参考】人と環境にやさしい農業・農村振興条例（案）

1 条例制定の考え方

（1）基本姿勢の見える化

持続的な農業・農村を中長期的に下支えするため幅広く取り組む基本姿勢を明確化

（2）共通意識の醸成

各関係者（県、市町、農業者、食品関連事業者、県民）に求められる役割を整理

（3）施策の実効性を担保

条例として明文化することで継続的・体系的な取組を推進

2 条例の構成案

| 項目 | 内容 |
|--------------------------|---|
| 第1章 総則 | 目的、条文用語の定義、基本理念、県の責務、市町・農業者等・食品等関連事業者・県民の役割 |
| 第2章 人と環境にやさしい農業の振興に関する施策 | 技術の研究開発・普及、生産基盤の整備・保全、環境負荷低減活動の促進、人材の確保・育成、高齢者等の活動環境整備、出荷・流通の促進、県民による消費・学校給食の利用促進 |
| 第3章 人と環境にやさしい農村の振興に関する施策 | 地域協働体制の構築、農村における多面的機能発揮のための活動促進、地域運営組織の育成、地域資源を活用した事業活動等の促進、都市との交流等 |
| 第4章 雜則 | 行財政上の措置等 |
| 附則 | 施行期日 |